

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

自己負罪条項と合衆国法典 42 篇 1983 条の損害賠償責任

Chavez v. Martinez, 123 S. Ct. 1994 (2003)

I はじめに

アメリカ合衆国（連邦）憲法修正 5 条の自己負罪条項（Self-Incrimination Clause）は、「何人も、刑事訴訟において自己に不利益な証人となることを強要されない（No person … shall be compelled in any criminal case to be a witness against himself）」と規定する⁽¹⁾。いわゆる「自己負罪拒否の特権（privilege against self-incrimination）」の根拠規定である。そして、従来の判例によれば、この自己負罪条項に基づき、被告人のみならず、被疑者や証人なども、自己負罪のおそれのある供述を拒否することができる⁽²⁾。

この自己負罪条項については、しかし、従来から、次のような論点が存在することが認識されていた。すなわち、供述の強要がなされ、それが供述者を被告人とする公判において証拠として使用されるとする。供述の強要が公判において被告人に対してなされるのであれば、強要と使用は同時に発生し得るが、強要がなされるのが、被疑者や証人など、被告人以外の者に対してである場合には、両者には時間的な隔りがあることになる。それでは、強要がなされたことによって、直ちに、この規定の核心部分の侵害が発生したといえるのか。

(1) U.S. CONST. Amend. V. なお、“in any criminal case” は、一般に、「刑事事件において」と訳されるが（例えば、法学協会編『註解日本国憲法上巻』660 頁（有斐閣、1953年）、田中英夫編『BASIC 英米法辞典』231頁（東京大学出版会、1993年）、樋口陽一＝吉田善明編『解説世界憲法集』（第 4 版）61頁〔野坂泰司訳〕（三省堂、2001年））、ここでは、本件の争点を解りやすくするため、「刑事訴訟において」の語を当てておく。

(2) See, e.g., *McCarthy v. Arndstein*, 266 U.S. 34, 40 (1924); *Miranda v. Arizona*, *infra* note 22, at 460-61.

それとも、それは、公判において供述が証拠として使用されるに至って初めて生じるのか。

このような問題が合衆国最高裁判所（連邦最高裁）において初めて直接の争点となり、下されたのが本判決である。以下、その内容についてみたうえで、若干の検討を加えておくことにする⁽³⁾。

II 事案の概要

麻薬犯罪の捜査を行っていた警察官2名は、カリフォルニア州オックスナード市の住宅地で、ある者を尋問中、本件被上告人マルチネス（Martinez, Oliverio）が接近してくるのを認め、これを停止させ、所持品検査を行った。

その後、警察官らはマルチネスと口論・揉み合いとなり、警察官の1人が数発、発砲し、マルチネスは銃弾を受けて重傷を負った（これにより、マルチネスは、下半身不随となり、また、両眼とも失明するに至っている）。その直後、警察官らはマルチネスを逮捕した。

なお、この口論・揉み合いが生じた原因について、警察官らの主張とマルチネスのそれは、異なっている。また、警察官らによれば、その最中、マルチネスが警察官のホルスターから銃を抜き取り、彼らに向けたとされるが、マルチネスはこれを否定している。

数分後、パトロール主任（patrol supervisor）である本件上告人チャベス（Chavez, Ben）は、救急隊とともに現場に到着し、マルチネスに付き添って病院へ行き、手当てを受けているマルチネスの取調べを行った。この取調べに

(3) なお、本判決を論評する文献としては、Carolyn J. Frantz, *Chavez v. Martinez's Constitutional Division of Labor*, 2003 SUP. CT. REV. 269; Thomas Y. Davies, *Farther and Farther from the Original Fifth Amendment: The Recharacterization of the Right Against Self-Incrimination as a "Trial Right" in Chavez v. Martinez*, 70 TENN. L. REV. 987 (2003) が、本件控訴審判決後、本判決が下される前に出された関連文献としては、Steven D. Clymer, *Are Police Free to Disregard Miranda?*, 112 YALE L.J. 447 (2002); Susan R. Klein, *No Time for Silence*, 81 TEXAS L. REV. 1337 (2003); Michael Avery, *You Have a Right to Remain Silent*, 30 FORDHAM URB. L.J. 571 (2003); Marvin Zalman, *The Coming Paradigm Shift on Miranda: The Impact of Chavez v. Martinez*, 39 CRIM. L. BULL. 334 (2003) がある。また、邦語文献で本判決に言及するものとして、浅香吉幹ほか「座談会：合衆国最高裁判所2002-2003年開廷期重要判例概観」アメリカ法2003年2号313-317頁参照。

際し、ミランダ告知はなされなかった。また、マルチネスは、途中、「手当てをしてもらうまで何も話さない」と述べたが、取調べは続行された。

チャベスの取調べに対するマルチネスの供述は、当初は、「知らない」「死にそうだ」といったものであったが、その後、警察官のホルスターから銃を抜き取ったこと、および、ヘロインを常用していたことを認めるに至った。

その後、マルチネスに対する刑事訴追は行われなかったが、マルチネスは、チャベスの取調べにより、連邦憲法修正 5 条の自己負罪条項によって保障される権利、および、「いかなる州も、法の適正な過程 (due process of law) によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない」と規定する修正 14 条のデュー・プロセス条項⁽⁴⁾によって保障される権利を侵害されたとして、合衆国法典 42 篇 1983 条に基づき、チャベスの損害賠償責任を追及する訴えを提起した⁽⁵⁾。そして、連邦地方裁判所は、事実審理に入る前の段階で、マルチネスの申立てに基づき、仮に事実がマルチネスの主張するところのものであるとすれば、その請求は認容される旨の決定 (summary judgment) を下し、チャベスによる中間上訴を受けた第 9 巡回区連邦控訴裁も、この連邦地裁の判断を支持した⁽⁶⁾。

III 判決の要旨

本件で争点となったのは、第 1 に、被上告人が被疑者取調べにおいて供述を強要されたとすると、そのことにより修正 5 条の自己負罪条項で保障された権利の侵害があったといえるのか、第 2 に、「修正 14 条によって保障される、強制的取調べを受けない実体的デュー・プロセス上の権利 (Fourteenth Amendment substantive due process right to be free from coercive questioning)」

(4) U.S. CONST. amend. XIV, §1. 訳は、樋口＝吉田編・前掲注 (1) 62 頁〔野坂訳〕による。

(5) 合衆国法典 42 篇 1983 条によれば、州の公務員は、合衆国市民の連邦憲法により保障された権利 (“any rights … secured by the Constitution”) を侵害した場合、被害者に対し個人として損害賠償責任を負う。See 42 U.S.C.S. §1983 (2004). 同条については、邦語文献として、例えば、藤井樹也「Civil Rights Acts の一断面 (1) - (5・完) —— §1983 訴訟を中心に ——」三重大学法経論叢 15 巻 1 号 21 頁, 16 巻 1 号 39 頁, 同 2 号 53 頁, 17 巻 1 号 93 頁, 18 巻 1 号 65 頁 (1997-2000 年) 参照。

(6) See *Martinez v. City of Oxnard*, 270 F.3d 852 (9th Cir. 2001).

の侵害があったといえるのか、である。

以上の2つの争点に対し、連邦最高裁の9名の裁判官は、ほぼ、3つのグループに分かれた⁽⁷⁾。まず、第1グループを構成するのは、トーマス裁判官、および、その意見に同調するレーンクィスト長官、オコナー、スカリア各裁判官である⁽⁸⁾。第2グループは、スーター裁判官、および、その意見に同調するブライヤー裁判官から成る⁽⁹⁾。そして、第3グループは、ケネディ裁判官、および、その意見に同調するスティーヴンス、ギンズバーグ各裁判官によって構成される⁽¹⁰⁾。

第1の争点について、第1グループおよび第2グループは、自己負罪条項の核心部分の侵害は、強要によって得られた供述を供述者本人に対し証拠として使用することにより生じる、という立場を採ったうえで、上告人に損害賠償責任は認められないとした。他方、第3グループは、供述の強要がなされたならば直ちに自己負罪条項違反が生じるという立場を採り、上告人に損害賠償責任を認めるべきだとした。したがって、6対3で、自己負罪条項に基づく被上告人の請求は斥けられたことになる。

第2の争点であるデュー・プロセス条項によって保障される権利の侵害については、第1グループはこれを否定し、第3グループはこれを肯定する。これに対し、第2グループは、この点について判断を留保し、第9巡回区連邦控訴裁に事件を差し戻して審理を尽くさせるべきとの立場を採った。そして、結局、第3グループが本件の処理方法としてはこの第2グループの見解に同調し、原判決破棄・差し戻しの判決が下された⁽¹¹⁾。

(7) 本件では6名の裁判官が意見を執筆しているが、その中心となっているのは、トーマス、スーター、ケネディ各裁判官の意見である。残りの3名、すなわち、スカリア、スティーヴンス、ギンズバーグ各裁判官は、これらのうちのいずれかの意見に基本的に同調しつつ、個別の意見を執筆している。

(8) *See Chavez v. Martinez*, 123 S. Ct. 1994, 2000-06 (2003).

(9) *See id.* at 2006-08.

(10) *See id.* at 2013-18.

(11) なお、オコナー裁判官は、デュー・プロセス条項によって保障される権利の侵害の有無について、その態度を明らかにしていない。したがって、この点についての評決は5対3である。

IV 解 説

1 自己負罪条項の保護

(1) 強要禁止と使用禁止

はじめに述べたように、本判決は、自己負罪条項の保護の本質は強要の禁止か、それとも使用の禁止か、という問題についての初めての連邦最高裁判例である。もっとも、従来の判例の中にも、傍論としてはあるが、この問題に言及するものがなかったわけではない。すなわち、1990年のベルドゥゴ・ウルキデス判決は、修正4条——「不合理な搜索・押収」を禁止し「プライバシーの合理的な期待」を保護する——と修正5条の自己負罪条項を対比して、後者は「刑事被告人の公判に関する基本的権利 (a fundamental trial right of criminal defendants)」を保障したものであって、その違反は、強要された供述が公判において現に使用されるに至って初めて生じる、と述べていたのであった⁽¹²⁾。

本判決においても、連邦最高裁の裁判官は、9名中6名が、自己負罪条項の核心部分の侵害は、強要により獲得された供述が使用されることによって生じる、という立場を採っている⁽¹³⁾。そして、その理由としては、2つのものが挙げられている。すなわち、第1に、自己負罪条項の文言、第2に、刑事免責等に関する先例との整合性、である。

まず、第1の文言の問題であるが、この点については、従来から、「何人も、刑事訴訟において自己に不利益な証人となることを強要されない」とする自己負罪条項は、公判において(=「刑事訴訟において」)「自己に不利益な証人となること」を強要されない権利、すなわち、被告人の権利を保障したものと解するのが自然である、との指摘がなされてきた⁽¹⁴⁾。しかし、前述のように、

(12) See United States v. Verdugo-Urquidez, 494 U.S. 259, 264 (1990) [紹介、松原芳博・アメリカ法1992年1号145頁]。

(13) なお、自己負罪条項の保護の本質を使用禁止と捉える近時の代表的学説としては、Clymer, *supra* note 3. See also Akhil Reed Amar & Renée B. Lettow, *Fifth Amendment First Principles: The Self-Incrimination Clause*, 93 MICH. L. REV. 857 (1995). 他方、このような見解に批判的なものとして、Klein, *supra* note 3; Avery, *supra* note 3; Davies, *supra* note 3.

(14) See, e.g., Edward S. Corwin, *The Supreme Court's Construction of the Self*

連邦最高裁は、被告人以外の者、つまり、被疑者や証人などについても、自己負罪条項の保護を認めてきたのである。

この「刑事訴訟において」という限定文言を無視することなく、しかし、被告人以外の者に対する供述の強要を問題とするとすると、1つの方法として考えられるのは、次のように構成することではないかと思われる。すなわち、公判以前に強要により獲得した供述を、公判で被告人に不利益な証拠として使用することは、公判において被告人に「自己に不利益な証人となること」を強要することに等しい、と⁽¹⁵⁾。そして、このような構成を採るならば、被告人以外の者に対して供述の強要がなされる場合には、自己負罪条項の核心部分の侵害は、その使用の時点で生じる、ということになろう⁽¹⁶⁾。

理由の第2、刑事免責等に関する先例との整合性については、トーマス裁判官の意見は、次のように述べる。すなわち、従来の判例によれば、強要によって得られた供述およびその派生証拠を供述者に対する将来の刑事訴追において使用しない旨の免責が付与されたならば、自己負罪条項に基づく供述拒否権は消滅する。つまり、供述の強要が可能となる⁽¹⁷⁾。そうすると、自己負罪条項が問題としているのは、結局、供述を強要することそれ自体ではなく、それを使用することなのではないか、と。

しかしながら、このように刑事免責の付与により供述の強要が可能となることが、自己負罪条項の保護の本質が使用禁止にあると捉える決定的な理由となるとは、必ずしもいえないように思われる。アメリカにおいては、従来、自己負罪条項の保障について、その理論的根拠は何か、つまり、この規定により保

-*Incrimination Clause*, 29 MICH. L. REV. 1, 2 (1930). これに対し、そのような解釈は自己負罪条項の「原意」に反すると主張するものとして、Davies, *supra* note 3.

(15) See, e.g., *Michigan v. Tucker*, *infra* note 23, at 441.

(16) もっとも、トーマス裁判官の意見においては、「刑事訴訟」は、必ずしも公判に限られるとされているわけではない。そうすると、公判以前のどの手続段階から「刑事訴訟」となるのが問題となるが、この点については、少なくとも「法的な手続 (legal proceeding)」が開始されていることを要するとされ、「刑事訴訟」には「捜査手続全体 (the entire criminal investigatory process)」が含まれるという被上告人の主張は斥けられている。今後、公判以外に「刑事訴訟」に該当するか否かが問題となり得るものとしては、例えば、大陪審手続などが考えられようか。

(17) See *Kastigar v. United States*, 406 U.S. 441 (1972) [紹介, 『英米判例百選 I 公法』184頁 (田宮裕) (有斐閣, 1978年)].

護されるべき利益は何かという点が議論されてきたが⁽¹⁸⁾、この規定の保護の本質は強要禁止かそれとも使用禁止かという問題は、そのような利益はどの時点で——決定的に——害されるのか、という問題だということができる。そして、自己負罪条項の保障の理論的根拠としてしばしば挙げられてきたものに、罪を犯した者を、真実を述べて処罰されるか、虚偽を述べて偽証罪で処罰されるか、それとも沈黙して法廷侮辱の制裁を受けるか、という進退兩難の状態に置くことは酷であるというもの——トリレンマ (cruel trilemma) 論——がある⁽¹⁹⁾。これは、自己保存本能の尊重という観点から自己負罪条項の保障を説明するものといえよう。そして、供述者がこの進退兩難の状態に置かれるのは強要がなされた時点であるから、このような考え方によるならば、自己負罪条項は強要をそれ自体として禁止したものであるとの結論が導かれることになろう。しかし、事前に刑事免責が付与されている限り、強要がなされても、供述者はそのような進退兩難の状態に陥ることはない。つまり、自己負罪条項の保護の本質は強要の禁止にあるという立場を採っても、それにより保護されるべき利益が刑事免責の付与によって消滅すると考えられるならば、この制度の説明は、一応、可能である。

自己負罪条項の保護の本質を強要禁止と考えるか、それとも使用禁止と考えるかのポイントは、刑事免責制度を説明できるか否かよりも、むしろ、この制度の論理的構造をどのようなものと捉えるかにあると思われる。すなわち、刑事免責の付与に基づき供述が強要されたならば、供述者を被告人とする後の公判において検察官がその供述を証拠として用いることは許されないわけであるが、この証拠排除を自己負罪条項の保障する権利それ自体の効力と解するか否か、である。もし、自己負罪条項の保護の本質を強要の禁止と捉えるならば、刑事免責が付与されて供述の強要が可能となった時点でこの規定により保障された権利は消滅していることになるから、後の公判における証拠排除は、この権利の本来的な効力とはいえないことになろう。

(18) この問題をめぐるアメリカの議論状況については、例えば、次のものを参照。8 JOHN HENRY WIGMORE, EVIDENCE IN TRIALS AT COMMON LAW §2251 (John T. McNaughton rev. 1961); 1 MCCORMICK ON EVIDENCE §118 (John W. Strong ed., 4th ed. 1992); 3 WAYNE R. LAFAYE ET AL., CRIMINAL PROCEDURE §8.14 (c), (d), (e) (2d ed. 1999).

(19) See, e.g., *Murphy v. Waterfront Comm'n*, 378 U.S. 52, 55 (1964). また、被疑者取調べにこのトリレンマ論を適用したものとして, *Pennsylvania v. Muniz*, 496 U.S. 582 (1990).

また、同様の問題は、刑事免責が付与されることなく強要がなされた場合において供述の排除を説明する際にも生じ得る。自己負罪条項を使用禁止に関する規定と考えるならば、そのような供述は、この規定の性質上、当然に排除されることになる。これに対し、自己負罪条項は強要をそれ自体として禁止していると解するならば、この規定により保護されるべき利益の侵害は——「不合理な搜索・押収」によるプライバシーの侵害などと同じく——強要がなされて供述が獲得された時点で直ちに発生し、かつ完結していることになる。そうすると、事後に行われる供述の排除は、自己負罪条項により保護されるべき利益とは別個の利益——例えば、将来の同様の行為の抑止——を確保することに、その根拠が求められることになろう。しかし、アメリカにおいては、従来、「不合理な搜索・押収」によって獲得された証拠の排除と強要によって得られた自己負罪供述の排除は、一般に、性質を異にすると考えられてきたと思われるのである⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。

いずれにせよ、本判決のように自己負罪条項の保護の本質を使用禁止と捉えるならば、問題となるのは、それでは、従来、判例によって被疑者や証人などに供述拒否権が認められている——すなわち、強要が禁止されている——のは何故かである。この点については、第1グループおよび第2グループの裁判官からは、それは、この規定の核心部分を護るための「予防法則 (prophylactic rule)」(トーマス裁判官) ないしは「第2次的な保護 (complementary protection)」(スーター裁判官) である、と説明されている。

(2) 「ミランダの外での取調べ」の問題との関係

本判決は、取調べを行った捜査官の損害賠償責任の有無を判定するにあたり、自己負罪条項の核心部分はどの時点で侵されるのかについて述べたものである。そして、本件のような損害賠償責任の追及以外の場面においては、それが強要の時点であるかそれとも使用の時点であるかは、——後者と考えたとしても、「予防法則」ないし「第2次的保護」という形で、結局、被告人以外の者についても供述拒否権が認められるならば——説明方法の違いに過ぎない、

(20) See, e.g., *United States v. Leon*, 468 U.S. 897, 905-06 (1984) [紹介, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第三巻』68頁(鈴木)(成文堂, 1989年)]。

(21) もっとも、自己負罪条項の保障の理論的根拠に関する考え次第では、その核心部分の侵害は強要によっても使用によっても生じる、という立場もあり得よう。

という見方もあるかもしれない。しかし、本判決については、いわゆる「ミランダの外での取調べ」の問題との関係に注意しておく必要がある。

わが国でも周知のように、連邦最高裁は、1966年のミランダ判決において、身柄拘束中の被疑者の取調べにつき、自己負罪条項の保護の実質化のため、いわゆるミランダ・ルール (Miranda Rule) を創出した⁽²²⁾。すなわち、捜査官は、被疑者を取り調べるにあたり、①黙秘権があること、②供述は後に不利な証拠として用いられることがあり得ること、③取調べに弁護人を立ち会わせる権利があること、および、④弁護人を私費で雇うことができない場合には、公費で弁護人を選任してもらう権利があること、を告知しなければならない (ミランダ告知 Miranda Warnings)。告知の後、被疑者がこれらの権利を放棄したならば、取調べを行うことができる。そして、以上に反して得られた供述は排除される。

しかし、その後の判例は、単にミランダ告知がなされなかったに過ぎない事案などと、現に供述が不任意に採られた事案を区別しつつ、前者においては、獲得された供述を被告人の公判証言を弾劾するためには使用できるとし、また、その派生証拠の証拠能力は否定されないとするなど、ミランダ・ルールの証拠排除に様々な制限を付すことになった⁽²³⁾。そして、これにより、捜査実務上、供述を訴追側主立証 (case in chief) の証拠として使用できないことは承知のうえで、それを弾劾証拠として利用するか、派生証拠を獲得するために、故意にミランダ告知をせず、あるいは、その権利行使を無視して被疑者を取り調べることが——地域によっては、組織的に——行われるようになっていく、という指摘がなされている⁽²⁴⁾。これが「ミランダの外で (outside Miran-

(22) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966). このミランダ判決およびその関連判例については、小早川義則『ミランダと被疑者取調べ』(成文堂、1995年)のほか、近時の文献として、例えば、洲見光男「アメリカにおける排除法則の現況」現代刑事法 5 巻11号49頁 (2003年)、柳川重規「ミランダ法理の憲法上の意義について」法学新報110巻 7 = 8 号271頁 (2003年) 参照。

(23) *See Harris v. New York*, 401 U.S. 222 (1971) [紹介、熊本典道・判例時報 639号17頁 (1971年)]; *Michigan v. Tucker*, 417 U.S. 433 (1974) [紹介、松本時夫・アメリカ法1976年 1 号119頁]; *Oregon v. Hass*, 420 U.S. 714 (1975) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第一巻』135頁〔神坂尚〕(成文堂、1982年)]; *Oregon v. Elstad*, 470 U.S. 298 (1985) [紹介、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 I』99頁〔中野目善則〕(中央大学出版部、1989年)、鈴木編・前掲注 (20) 90頁〔信太秀一〕]。

da) の取調べ」と呼ばれる問題である。そして、このような取調べを許したのではミランダ・ルールが無意味なものになってしまうから、これを抑制するために、そのような取調べを行った捜査官に損害賠償責任を負わせるか、そうでなければ、そのような取調べのインセンティブとなっているミランダ・ルールの証拠排除の制限を見直して、少なくともミランダ告知の不履行等が捜査官の故意によるものである事案とそうでない事案を区別して扱うべきである、といった主張がなされてきたのである⁽²⁵⁾。

この点で、本判決における第1グループおよび第2グループの見解は、自己負罪条項の核心部分の侵害は強要によって得られた供述が使用されることによって生じ、強要それ自体の禁止はこの核心部分を護るための「予防法則」ないし「第2次的な保護」に過ぎないから、その違反に対する損害賠償請求は認められないとする。そうすると、取調べの際にミランダ告知などが要求されるのもやはり「予防法則」「第2次的な保護」ということになるのであろうから、その違反についても損害賠償請求は認められないことになろう⁽²⁶⁾。他方、第3グループのケネディ裁判官の意見は、本件のような供述の強要が現になされた事案については損害賠償請求を認めるべき点で第1グループおよび第2グループの見解と異なるものの、単にミランダ告知を行わなかったに過ぎない事案などについては、やはり、捜査官が損害賠償責任を負うことはないとしているのである⁽²⁷⁾。

(24) See, e.g., Charles D. Weisselberg, *Saving Miranda*, 84 CORNELL L. REV. 109 (1998) [紹介, 堀江慎司・アメリカ法2000年2号331頁].

(25) See, e.g., Clymer, *supra* note 3, at 525-50; Klein, *supra* note 3, at 1354-58; Avery, *supra* note 3, at 612-15; Zalman, *supra* note 3, at 350-52.

(26) もっとも、第2グループのスター裁判官の意見は、供述の強要それ自体は「第2次的な保護」に反するにとどまるとしつつも、そこから直ちに上告人の損害賠償責任の否定という結論が導かれるわけではない、としている。しかし、そのうえで、同裁判官は、本件では、この「第2次的な保護」に反する行為について損害賠償責任を負わせる必要性が示されていないとして、やはり被上告人の請求を斥けるのである。

(27) なお、連邦最高裁は、ミランダ・ルールの証拠排除に様々な制限を付すにあたり、その論拠として、このルールは自己負罪条項に直接由来するものではなく、その保護を実質化するための「予防法則」に過ぎないことを挙げていた。これにより、この「予防法則」としてのミランダ・ルールが連邦憲法上の基礎をもつものといえるのかが争われることになったが、わが国でも詳しく紹介されているように、連邦最高裁は、2000年のディカソン判決 (United States v.

2 デュー・プロセス条項の保護

本件では、被疑者の供述の採取に関し、自己負罪条項によって保障された権利の侵害の有無とは別個に、デュー・プロセス条項によって保障された権利の侵害の有無が争点とされている。この点で、例えば、第1グループのトーマス裁判官の意見は、結論として上告人の行った取調べにデュー・プロセス条項違反はないとするのであるが、それでも、警察による拷問などの行為がこの規定の下で問題となり得る旨を述べており、結局、被上告人のいう「修正14条によって保障される、強制的取調べを受けない実体的デュー・プロセス上の権利」が存在すること、および、その侵害が「強制的取調べ」の時点で直ちに生じるものであることは、一般論としては、すべての裁判官が認めているといっているのではないと思われる。

問題は、しかし、具体的にはどのような利益がこのデュー・プロセス条項によって保護されるのかである。例えば、その利益の侵害は、事実上の義務付けによって供述の強要がなされる被疑者取調べにおいてのみ生じ得るものなのか、それとも法律上の義務付けによって強要がなされる証人尋問などにおいて

Dickerson, 530 U.S. 428 (2000)) において、このルールが連邦憲法の自己負罪条項に基づくものであることを「再確認」している。例えば、松尾浩也「Dickerson v. United States——ミランダ判決の帰趨」現代刑事法2巻5号2頁(2000年)、小早川義則「米連邦最高裁ミランダを再確認——Dickerson v. United States」現代刑事法2巻10号63頁(2000年)、同「ミランダの意義と限界——合衆国最高裁ディカソン判決を契機に」名城法学50巻(別冊)165頁(2000年)、鈴木義男ほか「座談会：ミランダの射程——ディカソン判決の意義と日本法への示唆」現代刑事法3巻2号4頁(2001年)、田中利彦・法律のひろば54巻10号70頁(2001年)参照。

問題は、この「再確認」により、ミランダ・ルールの証拠排除の範囲に関する従前の判例法理がどのような影響を受けるのかであるが、Yale Kamisar, *Weighing Poison Fruit*, AM. LAW., Oct. 2003, at 65 によれば、ディカソン判決によって「再確認」されたのはミランダ判決が出された当時におけるミランダ・ルールではなく、その後に様々な制限を付されたミランダ・ルールであるという理解が、研究者の間では一般的だとされる。

なお、連邦最高裁は、本判決後、翌年の2004年に、2つの事件においてミランダ・ルールの証拠排除に制限を付した従前の判例の射程について判断を示しており、「ミランダの外での取調べ」の問題に与える影響が目される。See *Missouri v. Seibert*, 124 S. Ct. 2601 (2004); *United States v. Patane*, 124 S. Ct. 2620 (2004)。

も発生し得るものなのか。仮に後者だとすると、その利益は、少なくとも刑事免責が付与されたうえで供述の強要がなされるという場面においては、問題とならないという性質をもつことになろうか⁽²⁸⁾。いずれにせよ、今後の議論の展開に注目しておく必要があろう⁽²⁹⁾。

V おわりに

最後に、本件の争点とわが国における議論との関係について簡単に触れておく。

わが憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と定める。これは、修正5条をモデルとした規定である。そして、刑事訴訟法における被疑者・被告人の黙秘権、証人の証言拒絶権の保障などは、この憲法38条1項に由来するものと解されている⁽³⁰⁾。

わが国においては、この規定について、本判決で争点となったような強要か使用かという問題が正面から論じられることは少ない⁽³¹⁾。そして、本判決において自己負罪条項の保護の本質は使用禁止にあるとする理由として挙げられ

(28) この点で、例えば、Frantz, *supra* note 3, at 294-300 は、本判決を受けて、自己負罪条項の保護の本質は使用禁止にあるとしつつ、従来はこの規定の理論的根拠の1つとして挙げられてきたトリレンマの防止を——一定の修正を加えたうえで——デュー・プロセス条項によって保障されるものと捉える、という解釈を提案している。

(29) なお、本判決により差戻しを受けた第9巡回区連邦控訴裁は、改めてチャベスの行為にデュー・プロセス条項違反を認定したが、連邦最高裁は、これに対する上告を受理しなかった。See *Martinez v. City of Oxnard*, 337 F.3d 1091 (9th Cir. 2003), *rehearing, en banc, denied*, 354 F.3d 1168 (9th Cir. 2004), *cert. denied*, 124 S. Ct. 2932 (2004)。

(30) 例えば、法学協会編・前掲注(1) 661頁参照。

(31) 憲法38条1項について、その保護の本質は使用禁止にあると解すべきことをつとに強調されているのは、渥美東洋教授である。ただ、本判決によれば、使用禁止をその保護の本質とする自己負罪条項と「強制的取調べ」がなされた時点でその違反が生じるデュー・プロセス条項が被疑者取調べに重疊的に適用されることになるのに対し、渥美説においては、供述を法律上義務付ける場合とそれを事実上義務付ける場合が区別され、後者が問題となる被疑者取調べにおける「黙秘権」「供述の自由」は、前者が問題となる場合における権利とは異なり、——強要によりその侵害が即成する——一種のプライヴァシー権と捉えられている。例えば、渥美東洋「捜査と自己負罪拒否特権」同『刑事訴訟を

ているもののうち、文言上の問題は、わが憲法38条1項とは無関係である。しかし、それでも、強要によって獲得された供述の排除をどのように説明するかという問題は残る⁽³²⁾。また、最高裁により刑事免責制度の導入は憲法に反しないとされているが⁽³³⁾、もし立法に踏み切るならば、この制度の論理的構造は如何なるものなのかを明確にしておく必要があるといえよう。

(小川佳樹)

考える』128頁（日本評論社，1988年），同『刑事訴訟法』〔新版補訂〕172-179頁（有斐閣，2001年）参照。

(32) この点で、例えば、香城敏麿「黙秘権侵害による自白」判例タイムズ397号24頁（1979年）、井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』372頁（弘文堂，1985年）参照。

(33) 最大判平成7年2月22日刑集49巻2号1頁参照。